

税関における知的財産侵害物品の水際取締りについて

財務省 関税局 業務課 知的財産調査室 上席調査官 成田 美咲

1 財務省・税関における知的財産侵害物品の取締り

我が国は、内閣に設置された知的財産戦略本部を中心に、政府一体となって知的財産の創造・保護・活用を進めている。税関を所掌する財務省では、偽ブランド品などの知的財産侵害物品の水際取締りの強化に積極的に取り組み、知的財産の保護の一翼を担っており、平成30年6月12日に知的財産戦略本部において決定された「知的財産推進計画2018」では、財務省関連の重点事項として模倣品・海賊版対策が記載されている。

ここでは、税関における知的財産侵害物品に係る(1) 水際取締りの制度概要、(2) 近年の輸入差止状況、(3) 最近の取組みについて紹介したい。

2 税関における知的財産侵害物品に係る水際取締制度の概要

(1) 取締対象

税関では水際において円滑な国際貿易、国際物流を確保しつつ、関税等の適正な徴収を行うとともに、社会・経済にとって有害な物品の輸出入を規制している。関税法では、輸入してはならない貨物は第69条の11第1項に規定されており、麻薬、覚醒剤、拳銃等のいわゆる「社会悪物品」と並んで知的財産侵害物品、すなわち特許権、商標権、著作権等の知的財産権を侵害する物品と不正競争防止法第2条第1項に規定される不正競争行為を組成する物品の一部についても輸入してはならない貨物とされている。

我が国においては、商標権、著作権、特許権、意匠権といった重要な知的財産権を侵害する輸入品を、明治時代から税関で規制してきた。その後、知的財産に関係する各種の法律が整備されるに伴って、その法律の内容を受ける形で様々な権利が取締対象に追加されてきた。平成18年からは輸出貨物、平成20年からは

通過貨物についても税関での規制対象とされている。平成28年6月からは営業秘密侵害品についても税関での規制の対象とされた。

(2) 認定手続と差止申立て

輸入されようとする貨物が水際取締対象である知的財産侵害物品に該当すると思料される場合には、税関長により該当するかどうか認定するための手続（認定手続）が執られ、特許権者等の権利者及び輸入者の双方が証拠の提出や意見を述べることができる（関税法第69条の12）。税関長は、この認定手続を経た後でなければ、没収・廃棄等の措置をとることができない（同条第4項）。

知的財産侵害物品の水際取締りには、税関の職権による取締りと、権利者からの差止申立てによる取締りとがある。差止申立てとは、特許権者等の権利者（回路配置利用権者を除く）が、自己の権利を侵害する貨物が輸入されるおそれがある場合に、侵害の事実を疎明するために必要な証拠等を提出し、当該貨物について認定手続を執るべきことを税関長に対し申し立てることができるという制度である（関税法第69条の13）。現在、貿易取引される貨物の種類も物流の形態も多様化し、侵害の手口も巧妙になってきているため、税関職員が自己の知識や経験だけで知的財産侵害のおそれがあるかどうかを判断することには限界がある。従って、侵害物品の発見のために、権利者から差止申立てを通じて情報を提供していただき、その情報に基づき認定手続を執ることが多くなっている。

3 近年の輸入差止めの状況について

平成29年の輸入差止件数は、30,627件で、3年振りに3万件を超え、過去2番目の高水準であった。また、輸入差止点数は、506,750点であった^(注1)。これ

は、1日平均で、84件、1,300点以上の知的財産侵害物品の輸入を差し止めていることになる。なお、輸入差し止価額は、推計で約113億円に上る^(注2)。

【図1】は、平成14年、平成19年及び最近の5年間における知的財産侵害物品の差し止実績の推移を示したものである。この図が示すように、最近5年間の差し止実績は、平成14年及び平成19年の実績に比べて、1件あたりに含まれる知的財産侵害物品の数量が少なくなっているという小口化の傾向を示していると言える。

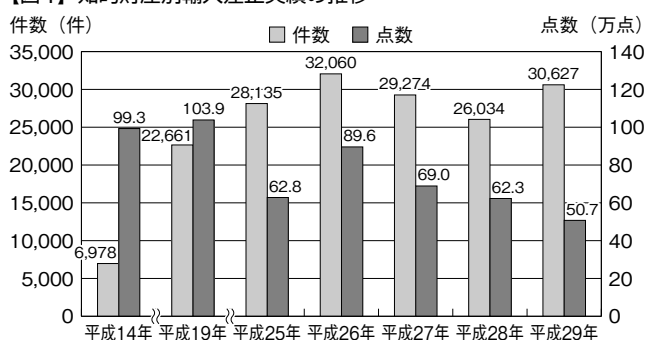
(注1)「輸入差し止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数。

「輸入差し止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数。例えば、1件の輸入申告又は郵便物に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1件20点」として計上している。

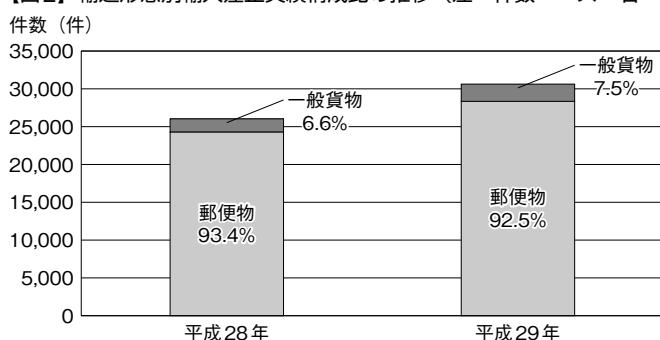
(注2)「輸入差し止価額」は、正規品であった場合の推計価額である。

知的財産侵害物品を小口で輸入する手段としては、主に郵便物が用いられている。【図2】は輸送形態別の差し止実績の構成比を示したものである。平成29年の輸入差し止件数は、郵便物が28,034件（構成比92.5%、前年比16.6%増）、一般貨物が2,287件（同7.5%、同32.3%増）であり、郵便物が大半を占めている。輸入差し止点数については、郵便物が220,406点（構成比43.5%、前年比24.9%減）、一般貨物が286,344点（同56.5%、同13.0%減）であった。

【図1】 知的財産別輸入差し止実績の推移



【図2】 輸送形態別輸入差し止実績構成比の推移（左：件数ベース 右：点数ベース）



知的財産侵害物品の仕出国については、平成29年には中国を仕出しとするものが28,250件（構成比92.2%）で、8年連続で構成比が9割を超えており、全体の大部分を占める傾向が続いている。また、税関が輸入を差し止めている知的財産侵害物品の中には、バッグ類や衣類などの他、使用又は摂取されることにより健康や安全を脅かす危険性のある医薬品、食品、自動車付属品、電気製品、美容用品などが継続して発見されており、税関として引き続き厳正な取締りを実施していく必要がある。

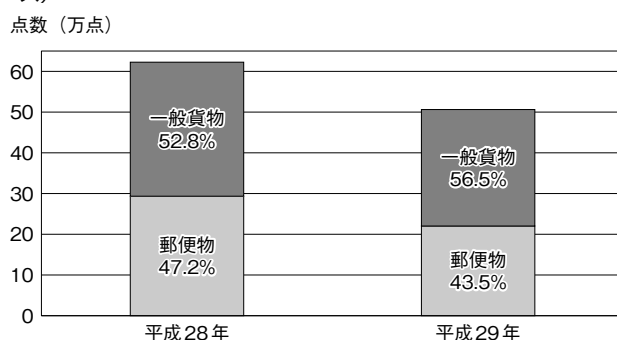
4 知的財産推進計画2018と知的財産侵害物品の水際取締りに係る税関の取組みについて

(1) 知的財産推進計画2018における財務省関連の重点事項

知的財産推進計画2018においては、財務省関連の重点事項として模倣品・海賊版対策が記載されている。具体的には、越境電子商取引の進展に伴う模倣品の流入増加へ対応するため、「個人使用目的を偽装して輸入される模倣品・海賊版を引き続き厳正に取り締まる」とともに、「特に増加が顕著な模倣品の個人使用目的での輸入については、権利者等の被害状況等及び諸外国における制度整備を含めた運用状況を把握しつつ、具体的な対応の方向性について検討する」旨が記載されており、関係省庁が連携し、2019年度末までに必要な取り組みを実施することとしている。

(2) 権利者との連携・協力

我が国における知的財産侵害物品の水際取締りにおいては、権利者の果たす役割が大きいため、財務省関税局・税関では権利者との連携・協力を努めている。



例えば、財務省関税局・税関では、種々の機会を利用して差止申立制度の活用を権利者に働きかけており、平成29年の知的財産侵害物品の差止状況の公表に当たっては、権利者向けの差止申立制度の紹介資料*1も併せて作成・配布した。また、税関職員の真贋識別能力の向上を図るための研修を権利者の協力を受けて実施している。さらに、意見交換等を通じて把握された権利者の要望等を踏まえた知的財産侵害物品の水際取締りに係る制度の改正及び運用改善等にも取り組んでおり、これまでに差止申立ての有効期間の延長や差止関連手続の電子化等を行っている。

なお、権利者との意見交換においては、越境電子商取引の進展に伴う偽ブランド品等の個人使用目的での輸入の増加に対する強い懸念が示されており、この問題については上記④(1)で紹介したとおり、関係省庁と連携して対応していくこととしている。

(3) 国際的な協力の推進

知的財産侵害物品の問題は、特定国にとどまらず世界各国に拡散している。財務省では、我が国の税関の制度整備や体制強化を進めることに加え、開発途上国における税関の取締能力の構築の支援についても重点的に取り組んでいる。世界税関機構(WCO)では、途上国に対して、知的財産取締りの専門家を派遣して対象国の執行体制強化を図るためのワークショップを実施しており、我が国からも当該ワークショップへ専門家を派遣する等の技術協力を行っている。また、経済連携協定(EPA)交渉においても、締約国税関当局による知的財産侵害物品の水際取締の強化について積極的に取り上げている。

このような国際的な取組みの中でも、中国・韓国の税関との協力関係は特に重要である。2007年4月の関税局長・長官会議での合意を得て、日中韓知的財産作業部会が創設された。最近では2017年11月の第6回関税局長・長官会議における合意を

うけ、引き続き日中韓で効果的な取締りのための情報交換の促進に向けた取組みを行っている。

⑤ 最後に

知的財産の権利者の権利保護、日本の産業競争力の強化及び消費者の健康・安全の確保の観点から、知的財産侵害物品の流入を阻止するために、財務省・税関として、引き続き、国内の権利者や国外の取締機関等と連携しながら、我が国の税関の制度整備や体制強化にしっかりと取り組まなければならない。しかし、何より、模倣品・海賊版を購入しないということだけでなく、容認しないという、国民の皆さまの理解もまた不可欠である。知的財産侵害品に係る税関の取締りについて、ご理解・ご協力をお願いしたい。

ニセモノなのは知っていた

後悔するなんて思わなかった

税関は、偽ブランド品などの知的財産侵害物品の輸入を水際で取り締まっています。知的財産侵害物品は、使用又は摂取することにより健康や安全を脅かす危険性があります。

<http://www.customs.go.jp>

知的財産侵害物品 検査

FAKE ZERO PROJECT
China Customs Japan Customs Korea Customs

税関
Japan Customs

*1) http://www.customs.go.jp/mizugiwa/content/poster_for_rightholders.pdf